

連続講座 知識ゼロからの 著作権早わかり

第二回：著作権早わかり(2)

講師：弁護士・弁理士 森本 晃生

目次

- 著作権、著作隣接権、著作者人格権
- 権利制限規定
- 職務著作
- 無方式主義
- 著作物の国際保護



前回の補遺

ἑκάστοι μήτ' ἔχωσι τὰλλότρια μήτε τῶν αὐτῶν στέρωνται

各人は彼のものを過誤なく割り当てられ、彼のものを奪われない
(プラトーン「国家」433e節)



AI生成物は著作物か？

- 生成AI自体は現状道具にすぎない(自律的意思決定＝アイディアの表出と表現選択の主体ではない)
- 著作者人格権の存在⇒選択の幅からの選択主体につき自然人を前提
- AI生成物のアイディアは自然人が入力(条件設定)
 - 条件の組み合わせに選択の幅あり⇒創作性認定の余地
- では出力は「創作的表現」か？
 - 同じ条件設定に必ず同じ(or互いに類似する)出力結果しか生じないなら選択の幅はない⇒新たな創作性なし
 - 乱数で変化するとしても、入力者の制御下でないなら、創作性なし 動物に足跡をつけさせた「アート」v. 曜変天目、日本刀



AI生成物の著作権は誰か

- ユーザーが自らAI=道具を使用しているとするか、ユーザの制作委託（準委任）を受けたAI運営者がAI=道具を使用しているとするか
- 権利帰属論上は、条件設定における創作性が誰に由来するかの問題
- 第三著作権者から見た侵害主体論上は、ネットワーク上の侵害主体論と同様の問題がある（今回のセミナーでは扱わず）



AI生成物と元の著作物の関係

- 創作的表現が残存しているかどうか(次回セミナーの問題)
- 機械的生成だけど元の著作物と非類似のものができたら？
 - 画像編集ソフトで手作業で改変したプロセスを自動化したものにはすぎない



3. 著作権、著作者人格権、著作隣接権

ἕκαστοι μήτ' ἔχωσι τὰλλότρια μήτε τῶν αὐτῶν στέρωνται

各人は彼のものを過誤なく割り当てられ、彼のものを奪われない
(プラトーン「国家」433e節)



著作権と表現の自由／営業の自由

- 絶対王政：特許状によるギルド組合員への版權



検閲と表裏関係

- 市民革命：人権としての著作者人格権と著作財産権

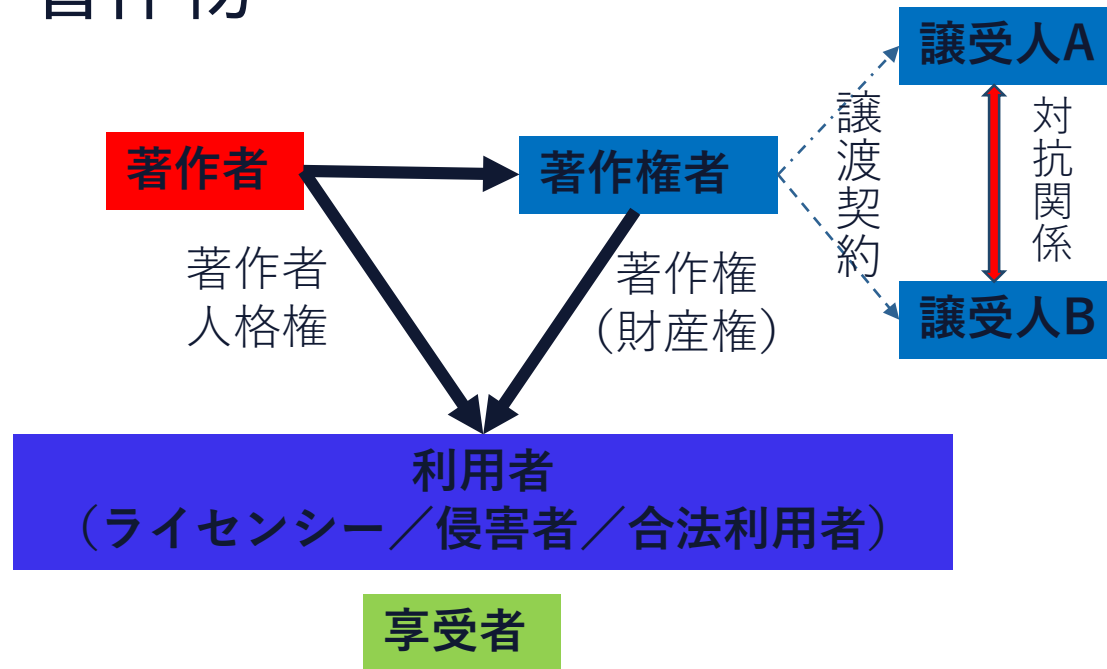


表現の自由、営業の自由と表裏関係：創作性概念

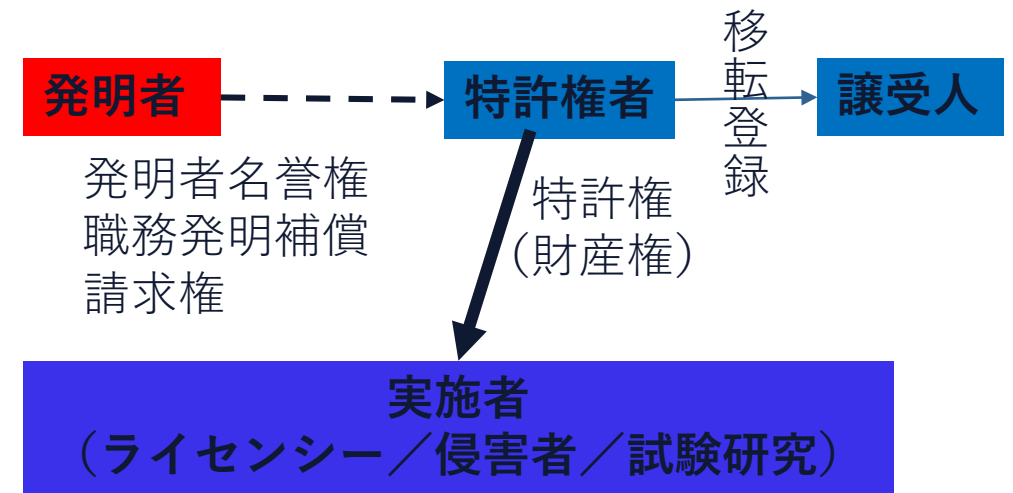


権利関係の特色

・著作物



・発明



【念のため】 対抗とは

- 権利変動の対象について新たな権利関係が生じた第三者に対して自らの権利を主張すること
 - 二重譲渡
 - 譲渡対負担（用益物権、質権／抵当権、賃借権、ライセンスなど）
 - 倒産隔離（対管財人）
- 対抗要件：権利を第三者に対抗するための要件（早い方が勝つ）
 - 著作権譲渡の場合：所轄庁への登録（文化庁／SOFTIC、米国著作権局等）
- 単なる侵害者は対抗問題上の第三者ではない



著作権の支分権

- 著作権は支分権の権利の束である⇔特許権の1個性
- 新たな利用方法の出現⇒新たな支分権の発生
- 複製権
- 二次的著作物作成権 日本法だと特掲なき譲渡時に留保の推定
- 譲渡権・貸与権／頒布権
- 上演権、上映権、口述権
- 公衆送信権 送信可能化（公衆送信の予備行為）も権利範囲
- 二次的著作物利用権 日本法だと特掲なき譲渡時に留保の推定
など



二次的著作物に対する原著作権者の権利範囲(1)

- 米国著作権法103条（b）項：

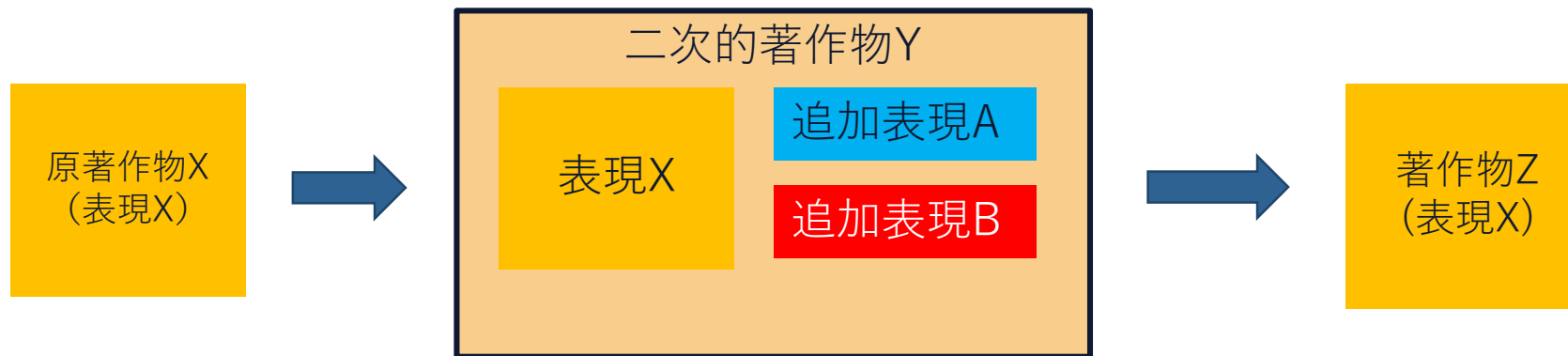
The copyright in a compilation or derivative work **extends only to the material contributed by the author of such work, as distinguished from the preexisting material employed in the work,** and does not imply any exclusive right in the preexisting material. The copyright in such work is independent of, and does not affect or enlarge the scope, duration, ownership, or subsistence of, any copyright protection in the preexisting material.

- ポパイネクタイ事件上告審判決（最一小判平成9年7月17日民集第51巻6号2714頁）

二次的著作物の著作権は、**二次的著作物において新たに付与された創作的部分のみについて生じ、原著物と共通しその実質を同じくする部分には生じない**と解するのが相当である。けだし、二次的著作物が原著物から独立した別個の著作物として著作権法上の保護を受けるのは、原著物に新たな創作的要素が付与されているためであつて（同法二条一項一―号参照）、二次的著作物のうち原著物と共通する部分は、何ら新たな創作的要素を含むものではなく、別個の著作物として保護すべき理由がないからである。



二次的著作物經由の原著作物の複製物



二次的著作物に対する原著作権者の権利範囲(2)

- 米国著作権法103条(b)項:

The copyright in a compilation or derivative work extends only to the material contributed by the author of such work, as distinguished from the preexisting material employed in the work, and does not imply any exclusive right in the preexisting material. The copyright in such work is independent of, and **does not affect or enlarge the scope, duration, ownership, or subsistence of, any copyright protection in the preexisting material.**

- 日本著作権法28条:

二次的著作物の原著作物の著作権者は、**当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作権者が有するものと同様の種類の権利を専有する。**

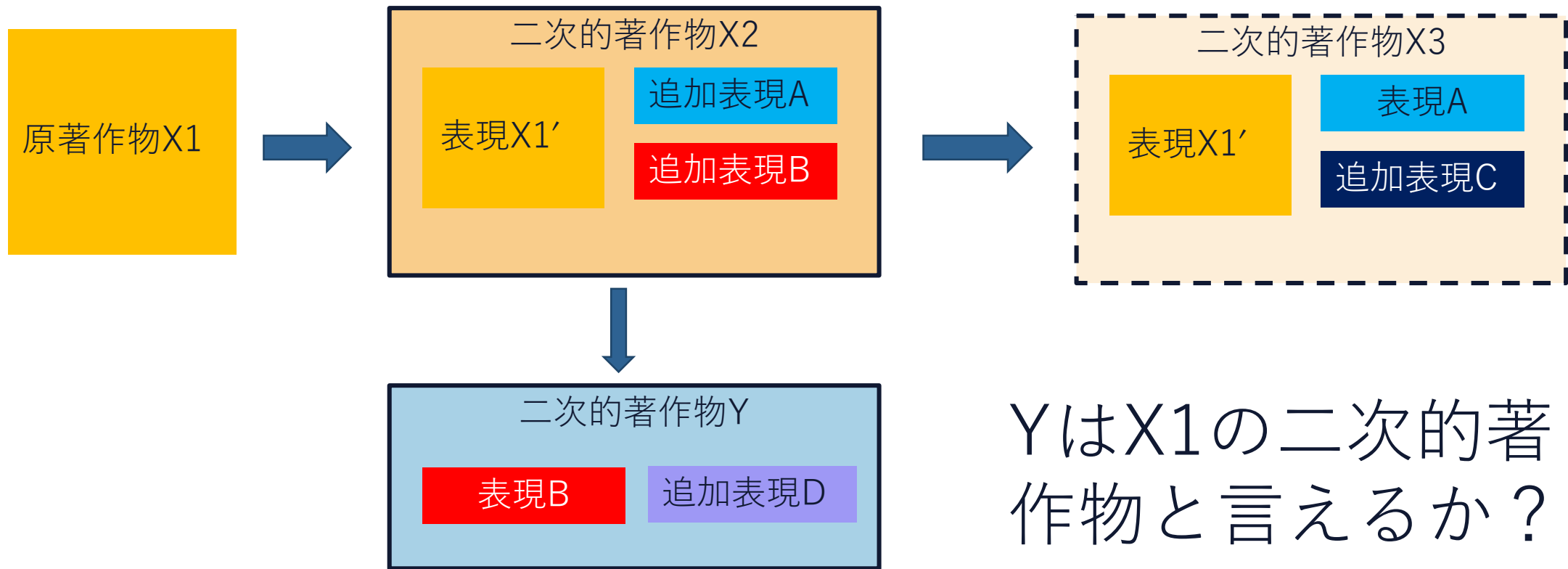
- キャンディ・キャンディ事件控訴審判決(東京高判平成12年3月30日判時1726号162頁) 事案との関係では傍論だが・・・

控訴人は、本件コミック絵につき被控訴人が権利を有するかどうかを、それが物語原稿のストーリーを表しているかどうかを基準として判定すべき旨を、物語原稿への依拠の有無と結び付けて強調するが、採用できない。二次的著作物は、その性質上、ある面からみれば、原著作物の創作性に依拠しそれを引き継ぐ要素(部分)と、二次的著作物の著者の独自の創作性のみが発揮されている面からみれば、原著作物の双方を常に有するものであることは、当然のことといえるべきである。この二つを区別することは、現実には困難なところが多いが、両要素(部分)を区別するに必要となく規定しているのは、一つには、上記両者を区別することには、二次的著作物であることと、厳格に区別を要求するところとを区別する要素(部分)で原著作物の創作性に依拠しないものはないとみることも可能であるからである。この区別を形成する要素(部分)を区別しないで、いずれも原著作物の創作性に依拠しているものとみなすことにしたものと考えるのが合理的であるからである。

著作者人格権は対象ではない



二次的著作物の二次的著作物



YはX1の二次的著作物と言えるか？



ソフトウェア開発委託等の陥穽

原著作権者は最強

委託先は、留保著作物（モジュール等）の著作権にもとづき、日本ではどこまでも著作権を及ぼし得る



原著作権者の権利の遮断の実務

- 契約による取り決め
 - ライセンシー創作の二次的著作物にかかる、原著作物著作権者の更なる二次的著作物作成権及びその利用権の譲渡（日米加韓で対抗要件要）
 - 上記についてのライセンシー及びその関連会社及び顧客に対する不行使特約又はライセンス（当然対抗）
- ソフトウェア開発委託で委託先に権利留保部分がある場合特に問題となりがち。



一切の著作権の譲渡／ライセンス？

- 本当に全部カバーされるかは契約解釈の問題：文言／交渉経緯
- 明示の全部譲渡／ライセンスを確保するための工夫例
 - 全世界の一切の著作権支分権（二次的著作物を創作する権利、二次的著作物を利用する権利及び本契約締結日より後にいずれかの国で新たな利用方法につき認められる一切の著作権支分権を含む。）



著作者人格権：譲渡不可、不行使特約も限界

- 公表権
- 氏名表示権
- 同一性保持権⇒著作者の意に反する変更、切除その他の改変
- 名誉声望保持権⇒著作者の名誉又は声望を害する方法での利用
日本著作権法113条11項



著作隣接権

- 実演家の権利
- フォノグラム(レコード)製作者の権利
- 放送事業者の権利



4. 権利制限規定

その攻めざるを恃むこと無く、吾の攻む可からざる所有るを恃む也（孫子九変篇）



著作権の発生しない著作物

- 日本の場合
 - 憲法その他の法令
 - 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人の告示、訓令、通達等
 - 裁判所の判決等、行政庁の準司法手続による裁決等
 - 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人による上記の翻訳、編集物
- （白書、審議会資料、パンフレット、ウェブサイトの図表等は対象外
⇒ 32条2項の権利制限で対処）
- アメリカの場合
 - 連邦政府の著作物（米国著作権法105条1項）



米国法のFair Use(米国著作権法107条)

•一般条項(open clause)

考慮要素

- (1) the **purpose and character of the use**, including whether such use is of a commercial nature or is for nonprofit educational purposes;
- (2) the **nature of the copyrighted work**;
- (3) the **amount and substantiality of the portion used** in relation to the copyrighted work as a whole; and
- (4) the **effect of the use upon the potential market for or value** of the copyrighted work.



日本法の限定列举主義

- 付随的利用(30条の2): 写り込み対策
- 利用検討過程での利用(30条の3): 採否検討
- 思想又は感情の享受を目的としない利用(30条の4): 情報解析、記録技術試験⇒AI育成はどうか？
- 公表著作物の引用(32条1項)
- 国等の周知目的資料の刊行物転載(32条2項)⇒WEBは？
- 裁判／行政審判手続のための複製、公衆送信(41条の2)⇒仲裁は？
- 審査手続のための複製、公衆送信(42条の2)
- 電子計算機における利用に付随する利用(47条の4): キャッシング、保守
- 電子計算機における情報処理及び結果提供に付随する軽微利用(47条の5): 検索等等々



引用成立の要件(日本)

- 公表著作物にしか使えない
- 法文上の要件(32条)
 - 公正な慣行に合致
 - 引用目的上正当な範囲
- 下級審の採用するメルクマール(旧法下の最高裁判例にもとづく)
 - 明瞭区分性: 引用該当性の問題
 - 付従性: 単なる分量比の問題ではない。「公正な慣行」「引用目的上正当な範囲」双方の問題
- 出所明示義務(48条の2)
 - 複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度

考慮要素は米法のフェアユースに接近



5.職務著作

One Person, of whose Acts a great Multitude, by muturall Covenants one with another, have made themselves every one the Author (ホッブス「リヴァイアサン」)



職務著作、法人著作、work made for hire

- 発明は自然人しかできないが、創作は法人でもできる(日、米)
 - ドイツ法は自然人しか著作者になれないが、外国著作物の保護は条約に従う
- コンピュータ・プログラムとそれ以外で要件に若干の差がある
 - ⇒実務上は雇用契約で処理するのであまり意識しない
- 映画の著作物は、著作者は監督、著作権は製作者に原始帰属
 - ただし、職務著作であればその規律が優先



6.無方式主義

天下を取るには常に无事を以てす(老子48章)



創作即権利発生

- 著作物の創作と同時に権利が発生する
- 米国のみ内国著作物の提訴要件として著作権登録(議会図書館著作権局)を要求
- 同一著作物が互いに独立して創作⇒権利は併存
- 著作権表示(©)の意義:
悪意の推定(米国法)、万国著作権条約上の保護要件



7. 国際保護

Liberté, Égalité, Fraternité



ベルヌ条約

- 無方式主義、著作者人格権保護、没後50年保護
- 内国民待遇（相互主義ではない）
- 国交のない加盟国：北朝鮮の著作物は保護せず
（最一小判平成23年12月8日民集 第65巻9号3275頁）
- 台湾は非加盟⇒TRIPs協定で保護
- 著作隣接権は対象外
⇒ローマ条約（米国非加盟）、WIPO実演・レコード条約で保護



参考文献 for advanced practice

- 中山信弘『著作権法』第4版(有斐閣、2023) 定番体系書。理論的にはすっきりしない。
- 加戸守行『著作権法逐条講義』七訂新版(CRIC、2021) 起草者解説。かつての定番。
- 三山 裕三『著作権法詳説 判例で読む14章』11版(勁草書房、2023) 関連裁判例が詳しい。
- 升田純『現代社会における著作権・著作者人格権の判例と実務』(大成出版、2022) 同上
- Nimmer & Nimmer “Nimmer on Copyright” 米国著作権法の権威ある注釈書
- 北村・雪丸『Q&A引用・転載の実務と著作権法』第5版(中央経済社、2021) 引用実務書
- 三山裕三編『著作権トラブル解決実務ハンドブック』(青林書院、2019) 総合実務書
- 高部真規子『実務詳説 著作権関係訴訟』第2版(有斐閣、2019) 訴訟となった場合に
- 高部真規子編『最新裁判実務大系11 知的財産権訴訟Ⅱ』(青林書院、2018) 同上

